

令和7年度 山形県山辺町地域おこし協力隊（農業分野）募集要項

1. 概要

山辺町（やまのべまち）は、山形県のほぼ中央にあたる山形盆地の南西部に位置し、県都山形市と隣接した交通アクセスの良い市街地と自然豊かな山間部を有しています。また、全国有数のニットの産地でもあり、サマーニット発祥の地としても知られるファッションの町です。

当町の中山間地にある作谷沢地区では、厳しい自然の中、豊富な湧き水を利用し、全国的にも高い評価を得ている「吾亦紅（われもこう）」をはじめ、年間200種類以上の花が栽培されています。

このたび、同地区内でこれまで培ってきた花の栽培技術の伝承や、新たな担い手による農業の魅力や価値の発掘などに興味のある地域おこし協力隊を募集します。

『春に花の芽吹きとともに動き出し、冬は雪の下で休眠する花とともに休む』豊かな自然の中で、花に寄り添った農業をしてみませんか。

2. 募集部門・募集人数

募集部門	農業部門
募集人数	最大2名 ※定員に達した時点で締め切ります。

3. 活動内容

業務概要	(1) 将来的に町内で独立就農できるよう、地元生産者から農業技術及び経営能力を習得する（主に花きと水稻） (2) 地域の行事やコミュニティ活動への参加 (3) 町内農業の情報発信や普及啓発活動
------	--

4. 募集対象

募集要件	(1) 農業に対して強い関心があり、任用の日において年齢20歳以上45歳未満の方 (2) 任期满后も山辺町に定住し、独立就農を目指す意欲がある方 (3) 普通自動車運転免許（オートマ、マニュアル問わず）を有する方 or 取得予定の方 (4) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の基本的な操作ができる方 (5) SNS等を通じて活動内容の情報発信ができる方 (6) 町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる方 (7) 心身ともに健康で、地域活性化への意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に活動できる方
------	--

住所要件	3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域等条件不利地域を除く）から山辺町に住民票と生活拠点を移すことができる方
学歴	学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）
欠格条項	地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

5. 勤務時間

勤務時間数	原則として1週間当たりの勤務時間を概ね35時間とします。 毎月活動状況の報告をしていただきます。 ※ただし、繁忙期および閑散期の影響で勤務時間数が増減します。
始業・終業時間	勤務先の農家と協議して決定します。 ※ただし、休憩時間を1時間程度は確保するよう設定します。
休日	原則、週休2日とし、勤務先の農家と協議して決定します。 ※ただし、繁忙期は農作業への従事によって、休日を確保することが困難になることや、閑散期は農作業が減少するため、休日が増えることが予想されます。

6. 勤務条件等

雇用形態	町と業務委託契約を締結します。
勤務場所	山辺町高原花卉園芸組合に所属する農家（中山間地）
委託料	委託料 月額291,000円 ※その他手当（時間外手当、退職手当）及び賞与は支給しません。 ※活動に必要な消耗品等の活動費は別途支給します。
保険	国民健康保険料、国民年金保険料は各自負担となります。 なお、活動に備えて傷害保険等に参加していただきますが、その経費は町が負担します。
活動用備品等	（1）活動に要する車両（オートマの軽トラック）のリース料及び燃料費（通勤移動以外の活動分）については、活動費として負担します。 （2）活動や報告等に使用するパソコンは町が貸与します。 （3）その他活動に必要なものがある場合、町の予算内で負担します。
生活関連	（1）家賃補助として上限55,000円/月を支給 （2）住居はご自身で探し、不動産業者と直接契約して頂きます。 （3）引っ越しに要する費用や共益費、生活備品、水道光熱費、私用車等は自己負担。
研修その他活動経費	活動に必要な研修や視察は勤務時間とし、町が費用負担。協力隊の活動として実施するイベント等も同様
副業	副業は可能で、事前申請の上、町長の承認が必要

7. 活動期間等

活動期間	採用日から令和9年3月31日まで
その他	(1) 地域おこし協力隊の活動は、最長3年間 (2) 委託契約として年度ごとの更新。地域おこし協力隊としてふさわしくない行為があった場合は、期間途中でであっても任用を取り消します。

8. 応募方法

受付期間	令和7年8月1日から令和7年11月31日まで
申込書類	次の申込書類を受付期間内に必着で申込み先へ郵送又は持参にて提出 ☐ 山辺町地域おこし協力隊（委託型）応募申込書 ☐ 山辺町地域おこし協力隊（農業分野）における履歴書 ☐ 現住所の住民票抄本（提出日の1ヶ月以内のもの） ☐ 自動車免許の写し（取得している方のみ） ※提出書類は返却しません。

9. 選考方法

農作業体験	(1) 着任後のミスマッチ防止のため、選考前に勤務地での1日農作業体験を9～11月の期間内で参加して頂きます。（当町が開催する体験ツアー等も含む）。日程等の詳細は随時、ご相談を受付けします。 (2) 農作業体験に要する交通費等は自己負担です。
第1次選考 （書類審査）	(1) 申請書類を基に選考します。結果は文書で通知。 (2) 書類の提出に要する費用は自己負担です。 (3) 合格者には、第2次審査の日時等について併せてお知らせします。
第2次選考 （面接）	(1) 面接は役場の開庁時間内に対面またはWEBにて実施。 (2) 選考に要する交通費等は自己負担です。
選考結果 （採用決定）の通知	選考結果（採用決定）は文書にて通知

10. 申込み・お問い合わせ先

申込み先	〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 山辺町産業課農政係 担当：三浦、垂石 TEL 023-667-1106 FAX 023-667-1108 E-mail sangyou@town.yamanobe.yamagata.jp
問い合わせ先	同上